

川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要について

令和 7 年 1 1 月 1 日
総 務 部 職 員 課

1 趣旨

川越市職員を「一般財団法人自治体国際化協会」及び「公益財団法人全国市町村研修財団」に派遣することにより、国際化の現場における多様な業務を経験し、地域の国際化の推進に貢献しようとするとともに、研修の実施に携わり、また、先進的な施策や最新の政策動向に接することで、政策形成能力や企画・実行力の向上を図り、もって住民福祉の増進に資するものです。

※一般財団法人自治体国際化協会とは…

地方公共団体の国際化推進事業の支援、諸外国における地方行財政制度の調査研究、地方公共団体の海外における国際化推進活動の支援等を行うことで、国際化に対応した地域社会の振興及び地方公共団体の人材の養成を行っています。

※公益財団法人全国市町村研修財団とは…

市町村の職員等に対する高度の研修を行うなど、市町村の人材育成の推進、行政運営の円滑化を図ることを目的としています。

※地方税共同機構への職員派遣は令和 6 年度をもって終了しているため、併せて削除しようとするものです。

2 改正の内容

川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則第 2 条第 1 項を以下のように改めます。

（下記規則（抜粋）の下線箇所を追加、修正、削除するものです。）

○川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（抜粋）

平成 1 4 年 3 月 2 0 日
規則第 1 2 号

（派遣団体等）

第 2 条 派遣条例第 2 条第 1 項及び処遇特例条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める団体は、次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人川越市シルバー人材センター
- (2) 公益社団法人小江戸川越観光協会
- (3) 一般財団法人自治体国際化協会
- (4) 公益財団法人川越市施設管理公社
- ~~(5) 地方税共同機構~~ (削除)
- (5) 公益財団法人全国市町村研修財団
- (6) 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

3 施行期日

公布の日